

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

「山梨県ひとり親家庭自立促進計画」(素案)

番号	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方 (対応方針)
1	48頁 生活支援について	<p>生活支援について公営住宅への優先入居については、「子どもが親と同じ戸籍に入っていないければ手続きが完了できない」という指摘があり、入居を諦めて、一旦民間の住宅を賃貸された方がいらっしゃいました。</p> <p>離婚の際には、別居を先行させる必要があります。かつ、調停等により実際に離婚できるまでに時間を要するケースがあります。4月の民法改正で、離婚を先行させ、子どもの親権者は後で決めることもできるようになります。</p> <p>市営住宅では、調停係属証明書の提出により入居が可能になることもあります。複数回の転居は経済的負担が大きく、子どもにも影響が大きいので、一人親家庭の実質的スタートに支援が間に合うようにしていただきたいです。</p>	1	<p>【実施段階検討】</p> <p>県が管理する公営住宅では、離婚が成立している場合には、子どもの親権が決定しておらず、申込み(予定)者と同じ戸籍に入っていないくても、同居する場合は「ひとり親世帯」として申込みは可能であり、収入などの入居要件を満たせば入居は可能です。優先入居の取り扱いについても、同様であります。</p> <p>一方、離婚協議中の場合は、申込みは可能ですが入居は離婚成立後になります。</p>
2	51頁 養育費確保について	<p>養育費確保についても同様です。4月以降、養育費の合意は合意書面があれば公正証書等なくても差押えが可能になり、法定養育費の制度も始まります。離婚する前に約束できるような周知・サポートが重要だと思います。</p>	1	<p>【修正加筆等意見反映】</p> <p>40頁「基本目標」の記載に下線部を追加します。</p> <p>「民法の一部改正により養育費等に先取特権が付与され、公正証書等の債務名義がなくても、養育費の取決めの際に父母間で作成した文書に基づいて、<u>差押えの手続きを申し立てることができるようになったこと、法定養育費の規定が設けられたことを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から養育費や親子交流が推進されるよう啓発に努めます。</u></p> <p>また、離婚前後の家庭に対する相談体制や支援を充実させます。」</p>